

C02 フリーメニュー個別要綱

(ふるさと納税×再エネ)

2026年2月1日

小売電気事業者：株式会社イーネットワークシステムズ

目次

1	適用	2
2	本個別要綱の変更.....	2
3	本個別契約の成立および適用期間.....	2
4	対象自治体産 CO2 フリーでんきの提供および適用期間における料金の請求	3
5	電源構成	4
6	非化石証書の使用状況	4
7	低圧約款の準用	4
8	協議事項	5

別紙 「対象自治体」一覧

1 適用

- (1) この個別要綱（以下「本個別要綱」といいます。）は、株式会社イーネットワークシステムズ（以下「当社」といいます。）が、当社が別途定める「電気供給約款（標準約款）」（変更された場合は、変更後のものをいい、以下「低圧約款」といいます。）のCO2フリーメニュー（カーボンニュートラルプラン（北海道 B-CNG、北海道 C-CNG、東北 B-CNG、東北 C-CNG、東京 B-CNG、東京 C-CNG、中部 B-CNG、中部 C-CNG、北陸 B-CNG、北陸 C-CNG、関西 A-CNG、関西 B-CNG、中国 A-CNG、中国 B-CNG、四国 A-CNG、四国 B-CNG、九州 B-CNG、九州 C-CNG のいずれかをいいます。以下同じです。))の適用がある低圧の需給契約（以下「需給契約」といいます。）を当社との間で締結しているお客さまに対し、対象自治体産 CO2 フリーでんきの利用に係る CO2 フリーメニュー（ふるさと納税×再エネ）を提供する場合における基本的条件を定めるものです。
- (2) CO2 フリーメニュー（ふるさと納税×再エネ）とは、当社が、ふるさと納税の返礼品として対象自治体産 CO2 フリーでんきを選択したお客さまに対し、提供するメニューをいいます。
- (3) 対象自治体産 CO2 フリーでんきとは、当社の電気の調達先である再生可能エネルギー発電所（別紙に定める自治体のうちお客さまが選択するいずれかの自治体（以下「対象自治体」といいます。）に設置されたものに限ります。以下「対象再エネ発電所」といいます。）において発電された電気（対象再エネ発電所から生じる CO2 排出量ゼロの価値（以下「環境価値」といいます。）を用いて CO2 排出量を調整したものに限りまゝ。）をいいます。当社は、対象自治体産 CO2 フリーでんきの提供にあたり、当社が対象再エネ発電所から調達した電気を活用するものとします。また、当社は、CO2 排出量の調整にあたり、当社が対象再エネ発電所から調達した非化石証書を活用するものとします。対象自治体および対象自治体ごとの対象再エネ発電所は、別紙に定めるとおりとします。
- (4) 本個別要綱は、低圧約款と一体のものとし、かつ、当社とお客さまとの間の需給契約の内容をなすものとして適用します。ただし、本個別要綱に定める事項について、低圧約款に異なる定めがある場合は、当該事項については、低圧約款によらず、本個別要綱の定めを適用するものとします。

2 本個別要綱の変更

当社が、本個別要綱を変更する場合には、低圧約款 2（供給約款の変更）によるものとします。

3 本個別契約の成立および適用期間

- (1) CO2 フリーメニュー（ふるさと納税×再エネ）の提供に係る契約（以下「本個別契約」といいます。）は、お客さまの当該メニューへの申込みに対して、当社が承諾したときに成立します。なお、当該メニューへの申込みは、当社が定める方法にて受け付けます。
- (2) CO2 フリーメニュー（ふるさと納税×再エネ）を申し込まれたお客さまは、当該申込みが失効し、または対象自治体産 CO2 フリーでんきの提供を受ける権利が消滅するまでの間は、当社が提供する他の CO2 フリーメニューへの申込みを行なうことはできず、同時に異なる複数の対象自治体産の CO2 フリーメニュー（ふるさと納税×再エネ）の申込みもできません。ただし、申込み済みの CO2 フリーメニュー（ふるさと納税×再エネ）において選択した対象自治体と同一の対象自治体を選択する場合には、当該申込みが失効し、または対象自治体産 CO2 フリーでんきの提供を受ける権利が

消滅する前であっても、当該対象自治体に関する C02 フリーメニューの申込みを行なうことができます。

- (3) C02 フリーメニュー（ふるさと納税×再エネ）の適用期間は、本個別契約の成立ならびに低圧約款にもとづく電気の供給開始直後の検針日（直後の検針日までの期間が短い場合、さらに翌月の検針日とする場合があります。以下「適用開始日」といいます。）から、お客さまの申込内容に応じて定められる対象自治体産 C02 フリーでんきの提供期間が経過する月に係る検針日の前日（以下「適用終了日」といいます。）までとします。
- (4) お客さまは、C02 フリーメニュー（ふるさと納税×再エネ）の適用を廃止することを希望する場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。当社は申し出に応じて、当該メニューの適用を終了します。なお、原則として廃止日は申し出の直後の検針日とし、当社とお客さまの協議のうえ決定します。廃止日の時点で、当社が本個別要綱にもとづきお客さまに提供する対象自治体産 C02 フリーでんきの提供期間が残存している場合、当該お客さまの対象自治体産 C02 フリーでんきの提供を受ける権利は消滅するものとします。
- (5) 本個別要綱の適用に際して、お客さまは、当社が法令に定める供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、原則として、低圧約款 51（お客さまの承諾）に定める方法により行なうことをあらかじめ承諾するものとします。

4 対象自治体産 C02 フリーでんきの提供および適用期間における料金の請求

- (1) 当社は、お客さまに対し、本個別要綱にしたがい、C02 フリーメニュー（ふるさと納税×再エネ）の適用期間中、対象自治体産 C02 フリーでんきを提供します。
- (2) C02 フリーメニュー（ふるさと納税×再エネ）において供給する電気の量は対象自治体への寄附 30,000 円（1 口分）あたり上限 450kWh となるため、C02 フリーメニュー（ふるさと納税×再エネ）の適用期間中の電気の使用量の合計が 450kWh に満たなかった場合などは、対象自治体産 C02 フリーでんきの供給量が 450kWh を下回る場合があります。
- (3) 当社が、お客さまに対し、対象自治体産 C02 フリーでんきを提供するにあたっては、お客さまが低圧約款の C02 フリーメニュー（カーボンニュートラルプラン）が適用される需給契約を当社との間で締結していることが前提条件となります。
- (4) お客さま（低圧約款の C02 フリーメニュー（カーボンニュートラルプラン）が適用される需給契約を当社との間で締結している者を除きます。）が、対象自治体産 C02 フリーでんきを返礼品とするふるさと納税の申請手続を完了したにもかかわらず、当該手続の完了日から 2 ヶ月以内に、低圧約款の C02 フリーメニュー（カーボンニュートラルプラン）が適用される需給契約の申込手続を完了しなかった場合、当該お客さまの対象自治体産 C02 フリーでんきの提供を受ける権利は消滅するものとします。この場合、当社は当該お客さまにその旨を通知します。なお、当社は、お客さまに対し、対象自治体産 C02 フリーでんきの未提供期間分に係る料金相当額の全部または一部を返金する義務を負いません。
- (5) 当社は、C02 フリーメニュー（ふるさと納税×再エネ）の適用期間中の電気料金の請求に関しては、お客さまの各月の対象自治体産 C02 フリーでんきの使用電力量にかかわらず、お客さまの低圧約款にもとづく当月の電気料金から、お客さまの申込内容に応じて定められる対象自治体産 C02 フ

リーでんきの当月分に係る料金相当額を控除した残額を請求するものとします。

- (6) 当社は、CO2 フリーメニュー（ふるさと納税×再エネ）の適用期間におけるお客さまの低圧約款にもとづく各月の電気料金が、お客さまの申込内容に応じて定められる対象自治体産 CO2 フリーでんきの当月分に係る料金相当額を下回った場合、当社は、お客さまに対し、対象自治体産 CO2 フリーでんきの当月分に係る料金相当額の全部または一部を返金する義務を負わず、その差額分を翌月以降の電気料金から控除する義務も負いません。
- (7) 本個別契約の成立日から適用終了日までの間に、低圧約款の CO2 フリーメニュー（カーボンニュートラルプラン）が適用されるお客さまと当社との間の需給契約が終了した場合、これに伴い本個別契約は当然に終了するものとし、当該お客さまの対象自治体産 CO2 フリーでんきの提供を受ける権利は消滅するものとします。なお、この場合、当社は、お客さまに対し、対象自治体産 CO2 フリーでんきの未提供期間分に係る料金相当額の全部または一部を返金する義務を負いません。
- (8) CO2 フリーメニュー（ふるさと納税×再エネ）の適用期間中、電気の供給が停止または中止された場合、当社は、CO2 フリーメニュー（ふるさと納税×再エネ）の適用を一時停止し、電気の供給が再開された日の直後の検針日から適用を再開するものとします。なお、電気の供給が停止または中止された月の電気料金の請求に関しては、お客さまの低圧約款にもとづく当月の電気料金から、お客さまの申込内容に応じて定められる対象自治体産 CO2 フリーでんきの当月分に係る料金相当額全額を控除した残額を請求するものとし、電気の供給が停止または中止された時期にかかわらず、当社は、お客さまに対し、対象自治体産 CO2 フリーでんきの当月分に係る料金相当額の全部または一部を返金する義務を負いません。

5 電源構成

- (1) 当社は、CO2 フリーメニュー（ふるさと納税×再エネ）の提供に先立ち、供給する電気について、対象自治体ごとに対象自治体産 CO2 フリーでんきの調達計画を策定し、電源種別ごとの構成比率の計画値を算定します。
- (2) 当社は、対象自治体ごとに供給した電気の電源種別ごとの構成比率の実績値を算定します。
- (3) 当社は、(1)および(2)で算定した電源種別ごとの構成比率の計画値および実績値を、原則として当社ウェブサイトに掲載することにより、毎年お客さまにお知らせします。

6 非化石証書の使用状況

- (1) 当社は、CO2 フリーメニュー（ふるさと納税×再エネ）の提供に先立ち、供給する電気に用いる環境価値について、お客さまの申込内容にしたがい、対象自治体ごとに対象再エネ発電所に由来する非化石証書の調達計画を策定し、非化石証書の使用状況の計画値を算定します。
- (2) 当社は、対象自治体ごとに供給した電気に用いる環境価値について、非化石証書の使用状況の実績値を算定します。
- (3) 当社は、(1)および(2)で算定した非化石証書の使用状況の計画値および実績値を、原則として当社ウェブサイトに掲載することにより、毎年お客さまにお知らせします。

7 低圧約款の準用

C02 フリーメニュー（ふるさと納税×再エネ）については、低圧約款別表 3.（C02 フリーメニュー適用条件）のうち、4（C02 フリーメニューの内容の変更）および 6（C02 フリーメニューの提供中止）を準用します。

8 協議事項

本個別要綱に定めのない事項が生じた場合、または本個別要綱の解釈に疑義が生じた場合、その都度、民法をはじめとする法令等を踏まえ、誠意をもってお客さまと当社で協議のうえ、解決するものとします。

別紙 「対象自治体」一覧

	電力供給区域	対象自治体	対象再エネ発電所	再エネ種類
1	東北電力ネットワーク 株式会社供給区域	宮城県涌谷町	涌谷町かがやき 1 号発電所	太陽光